

## 2023年12月税務ニュース

1. 付加価値税（以下、VAT）インボイス紛失の場合の VAT 申告に関するオフィシャルレター（No. 5847/TCT-KK）が税務総局より発行されている。  
輸入時点では VAT インボイスを保有していたがその後紛失した為 VAT 申告を実施していない場合、当期間を対象とする VAT 還付申請の税還付決定書発行後は、VAT 追加申告は認められない。
2. 輸出商品の VAT 電子インボイス発行に関するオフィシャルレター（No. 4890/TCT-KK 及び No. 79873/CTHN-TTHT）がハノイ市税務局より発行されている。  
企業が商品又はサービスを輸出する場合、VAT 電子インボイスを発行する必要がある。なお、発行は輸出通関手続完了後に行う必要がある。
3. 上記「1」の VAT 追加申告に関するオフィシャルレター（No. 4955/TCT-KK）が税務総局より発行されている。  
税還付決定後においても、その後に購入した商品又はサービスに係る VAT インボイス申告懈怠については、追加申告が認められる。但し、罰金等の可能性は有る。
4. 外国投資家による資本譲渡時の VAT 取扱いに関するオフィシャルレター（No. 5567/TCT-CS）が税務総局より発行されている。  
ベトナム国内企業の資本を全額保有する外国企業がその全額を他のベトナム国内企業に譲渡する場合の VAT の取扱いは下記の通りである。
  - 企業法及び投資法に準拠する資本譲渡取引は VAT の対象とはならない。
  - 資本譲受企業が投資プロジェクトの運営目標を変更しても引き続き VAT 対象の商品製造又はサービス提供を行う場合、既に還付された VAT 額は回収されない。
  - VAT 対象の製造又はサービス提供を行う投資プロジェクトを継続しない場合、既に還付された VAT 額は回収される。VAT 対象の資産を売却する場合には、売却資産に対応する仕入 VAT の調整は必要ない。
5. 10 年以上滞納した税務債務免除に関するオフィシャルレター（No. 4517/TCT-QLN）が税務総局より発行されている。  
税務管理法 No. 38/2019/QH14 第 85 条第 3 項に基づき、法定期限から 10 年以上延滞し、税務当局による強制措置の対象となっている税務債務は、その返済が不可能な場合には免除の検討可能性がある。  
なお、申請をするには、法令で定められる所定の書類提出の必要がある。
6. 労働組合基金からの支払いに係る個人所得税に関するオフィシャルレター（2023 年 10 月 16 日付 No. 3010/CTHNA TTHT）がハノイ税務局より発行されている。

---

労働組合基金からの中秋節、国際女性の日等における従業員への支払いで、労働組合法第 27 条所定の事項に該当するものについては課税所得の対象とはならない。